

(目的)

第 1 条 この要綱は、加古川市男女共同参画社会づくり懇話会（以下「懇話会」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、もって男女が性別にかかわらずなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌することとする。

- (1) 加古川市男女共同参画行動計画に掲げた施策の推進について意見を述べる。
- (2) その他男女共同参画施策を推進するため必要な事項について意見を述べる。

(組織)

第 3 条 懇話会は、市長が委嘱した委員 12 名以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 懇話会は、会長が会議を進行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第 6 条 懇話会が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

加古川市男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿

氏 名	所 属
大 浦 綾 子	弁護士
小 川 真知子	NPO法人SEAN 理事長
落 水 七 重	NPO法人フェミニストカウンセリング神戸 所属
甲 斐 麗 佳	市民委員
久保田 米 雄	加古川商工会議所 事務局長
黒 田 涼 子	NPO 法人ワーク・ライフ・コンサルタント チーフコンサルタント
河 野 弘 行	一般社団法人加古川労働者福祉協議会 理事長
佐 藤 和 順	佛教大学教育学部 幼児教育学科 教授
瀬 嶋 宏 枝	市民委員
藤 原 ひとみ	市民委員
三ツ寺 恭 子	野口北小学校 校長

任期：令和7年6月30日まで

(五十音順)